

米国企業透明性法に基づく実質的所有者情報の報告義務

北米ニュースレター

2023年12月28日号

執筆者:

[辰巳 郁](#)

k.tatsumi@nishimura.com

[市川 和輝](#)

k.ichikawa@nishimura.com

[梅田 賢](#)

m.umeda@nishimura.com

1. はじめに

米国において、2021年1月1日に Corporate Transparency Act (CTA、以下「企業透明性法」といいます)が制定され、その施行が2024年1月1日に迫っています。同日以降、米国で事業を行う一定の企業は、順次、実質的所有者情報 (beneficial ownership information) を米国財務省金融犯罪捜査網 (The Treasury Department's Financial Crimes Enforcement Network) (以下「FinCEN」といいます) に報告する義務を負うこととなります。

企業透明性法は、米国企業に実質的所有者情報の開示を義務付ける規制が乏しい現状を踏まえ、犯罪者等が身元を隠して米国企業を設立・利用して行うマネーロンダリング等を防止するとともに、法執行機関の実質的所有者情報へのアクセスを可能にし、犯罪者等の訴追を可能にすることを目的としていますが¹、米国において事業を行う日系企業もその対象に含まれ得るものになります。

そこで、本ニュースレターでは、その施行を間近に控えた企業透明性法の概要及び実務上の留意点をご紹介します。

2. 企業透明性法に基づく報告義務

企業透明性法は、(i)「報告会社」 (reporting company) に該当し、かつ、(ii)「適用除外」のカテゴリーのいずれにも該当しない事業体に対して、実質的所有者情報の報告義務を課すものとなります。

(i)「報告会社」には、

- (a) 株式会社 (corporations)、有限責任会社 (limited liability companies) 又は米国の州務長官等に書類を提出することにより設立された米国企業と、
- (b) 米国外の法律に基づいて設立され、かつ、米国の州務長官等に書類を提出することにより事業登録を行っている米国外企業

¹ [Beneficial Ownership Information Reporting Frequently Asked Questions \(Updated: December 12, 2023\)](#) (“Q&A”) A.2.

の2つのタイプがあります²。日本企業の米国子会社は通常(a)に該当し、また、日本を含む米国外の国で設立された法人であっても米国で事業登録を行う場合は(b)に該当する結果、「報告会社」となります。そのため、これらの場合には、(ii)の適用除外の有無について検討が必要になります。

(ii)「適用除外」のカテゴリーは全部で23個存在しているところ³、その多くは、連邦・州政府によって別途規制の対象となっており、既に政府機関に対して実質的所有者情報を開示している結果、企業透明性法に基づく報告の対象外とされるものです。

このほかに、例えば、以下のカテゴリーに含まれる場合には適用除外となる可能性があります。

- (a) 米国においてフルタイム従業員（週平均30時間以上又は月平均130時間以上雇用されている者⁴）を20名超雇用しており、米国における税務申告において前年度の総収入又は売上高が500万ドル超であり、かつ、米国内に物理的に事務所を有する企業（いわゆる大企業）⁵
- (b) 2020年1月1日以前から存在し、現に事業活動を行っておらず、その直接又は間接の所有者に外国人が一切含まれず、直近12ヶ月以内に所有者の異動がない等の6項目の条件を全て満たす非活動法人⁶

適用除外への該当性を判断する場合には、それぞれ詳細な規定が設けられていることから、慎重に各要件への該当性を確認することが重要です⁷。

3. 報告内容

(1) 報告内容

上記2.の分析に基づいて企業透明性法に基づく実質的所有者情報の報告義務を負う報告会社は、FinCENに対して、(i)報告会社、(ii)実質的所有者（beneficial owners）、及び、(iii)（2024年1月1日以降に設立又は事業登録（以下「設立等」といいます）を行った会社は、）会社申請者に関する情報を報告する必要があります。

² 31 C.F.R. § 1010.380(c)(1)、Q&A C.1.

³ 31 C.F.R. § 1010.380(c)(2)。本文に記載するカテゴリーのほか、米国証券取引所法に基づく証券等の発行者、米国政府機関、銀行、信用組合、預金機関持株会社、マネーサービス事業者、証券ブローカー・ディーラー、証券取引所・決済機関、証券取引所法登録法人、投資会社・投資顧問業者、ベンチャーキャピタルファンドアドバイザー、保険会社、州のライセンスを保有する保険販売者、商品取引所法登録法人、会計事務所、公益事業者、金融市場公社、プール型投資ビークル、非課税法人（Q&A L.1.も参照）・非課税法人の支援法人、特定の適用除外カテゴリーに該当する事業体の子会社（Q&A L.3.も参照）等のカテゴリーが存在しています。Q&A C.2.も参照。

⁴ 26 C.F.R. § 54.4980H-1(a)(21)

⁵ 31 C.F.R. § 1010.380(c)(2)(xxi)

⁶ 31 C.F.R. § 1010.380(c)(2)(xxiii)、Q&A L.2.

⁷ FinCENが2023年12月に公表している“[Small Entity Compliance Guide](#)”（Version 1.1, “FinCEN Guide”）の4頁以下のチェックリストを利用することが便宜かと思われます。

ります⁸。

具体的に報告する必要のある情報はそれぞれ以下の表記載のとおりです。なお、報告会社又は個人である実質的所有者又は会社申請者は、以下の情報を FinCEN に提供して申請を行うことで固有の FinCEN 識別番号 (FinCEN identifier) を取得することができ、報告会社は、一定の場合⁹に以下の各情報に代えて当該 FinCEN 識別番号を報告することで手続を簡素化することが可能となります¹⁰。

No.	報告事項	具体的な情報 ¹¹
1	報告会社 (reporting company)	①正式名称、②事業上の名称、③米国内の住所、④設立地又は登録地、⑤納税者番号
2	実質的所有者 (beneficial owners)	①名前、②生年月日、③住所、④身分証明書 ¹² に記載のある固有識別番号、⑤身分証明書の発行州又は管轄、⑥身分証明書のコピー
3	(2024年1月1日以降に設立等された会社のみ) 会社申請者 (company applicant)	実質的所有者の①～⑥の情報と同様 (ただし、③住所は事業上の住所となる場合あり ¹³)

なお、報告された内容は、米国連邦政府機関、裁判所の許可を得た法執行機関、米国財務省、特定の外国当局等の限定的な機関のみアクセスが可能とされているに過ぎず¹⁴、一般に公表されるものではありません。

以下(2)及び(3)でそれぞれ実質的所有者及び会社申請者について説明します。

(2) 実質的所有者 (beneficial owners)

(a) 概要

「実質的所有者」とは、以下の表記載の実質的支配者又は持分権所有者のいずれかに該当する個人であるとされています¹⁵。

⁸ Q&A F.1.

⁹ 31 C.F.R. § 1010.380(b)(4)(ii)(B)。

¹⁰ Q&A M.1、M.3.

¹¹ 報告会社について Q&A F.2.、実質的所有者について Q&A F.3.、会社申請者について Q&A F.4.参照。

¹² 米国運転免許証、州・地方自治体が発行する身分証明書、米国のパスポート、又は (これらをいずれも保有していない場合は) 外国政府が発行するパスポートを指します (Q&A F.5.)。

¹³ 会社申請者が業務上会社の設立等に従事する者の場合、その者が所属する事業体の事業上の住所を記載する必要があります (Q&A F.4.)。

¹⁴ Q&A A.3.

¹⁵ 31 U.S.C. § 5336(a)(3)(A)、31 C.F.R. § 1010.380(d)、Q&A D.1.

No.	概要	定義
1	実質的支配者	報告会社に対して直接又は間接に「実質的支配権」(substantial control) を行使する個人
2	持分権所有者	報告会社の「持分権」(ownership interests) の 25%以上を直接又は間接に所有又は支配する個人

但し、未成年者が実質的所有者に該当する場合には、これに代えて親又は法定後見人の情報を報告する必要があります。また、代理人として行動する個人や、senior officer ではない単なる従業員、債権者等については実質的所有者には該当しないとされています¹⁶。

このように、実質的所有者の該当性を判断する際には、(i)実質的支配者と(ii)持分権所有者のそれぞれについて検討する必要があります。いずれか一方に該当すれば、実質的所有者に該当することになります。そのため、(後記の会社申請者とは異なり、) 2 名を超える個人が実質的所有者に該当する可能性があることとなります。

(b) 実質的支配者

実質的支配者に該当するか否かは、当該個人が報告会社に対して行使しうる権限 (power) によって決まり、具体的には、以下の場合に実質的支配者に該当するとされています¹⁷。

No.	実質的な支配者の例
1	報告会社の社長 (president) 、CFO、general counsel、CEO、COO 又は役職名にかかわらず類似の職務を遂行する上級執行役 (senior officer ¹⁸)
2	報告会社の、(a)senior officer のいずれか、又は、(b)取締役会若しくはそれに類する機関の構成員の過半数の選任又は解任に係る権限を有する個人
3	報告会社の重要な事項 ¹⁹ について指揮若しくは決定し、又は実質的な影響力を有している個人
4	その他、直接又は間接に報告会社を実質的に支配をしている個人 ²⁰

例えば、報告会社に対して直接・間接を問わず株式等を一切有していない場合であっても、上記のいずれかに該当する者であれば、実質的支配者として、報告の対象となります。

¹⁶ 31 U.S.C. § 5336(a)(3)(B)、31 C.F.R. § 1010.380(d)(3)

¹⁷ 31 C.F.R. § 1010.380(d)(1)(i)、Q&A D.2.

¹⁸ 31 C.F.R. § 1010.380(f)(8)、Q&A D.2.

¹⁹ 例えば、①主要財産の売却、賃貸、担保権設定その他の移転を含む事業の性質・範囲・属性、②組織再編、解散、合併、③大規模な支出・投資、株式等の発行、多額の債務の負担、予算の承認、④事業ライン、地理的な焦点の選択・終了、⑤senior officer の報酬制度・インセンティブプログラム、⑥重要な契約の締結、終了、履行又は不履行、⑦基本定款・附属定款等の重要なガバナンスに関する書類の修正が含まれます (31 C.F.R. § 1010.380(d)(1)(i)(C)、Q&A D.3.)。

²⁰ 例えば、(a)取締役となること、(b)議決権の過半数を保有・支配すること、(c)資金提供等に関連する権利、(d)報告会社に対して実質的支配権を行使する事業体の支配、(e)ノミニーである他の個人・事業体との取り決め、経済的又は事業上の関係、(f)その他の契約・合意等の方法により、報告会社を直接又は間接に実質的に支配する可能性があることとされています (31 C.F.R. § 1010.380(d)(1)(ii))。

(c) 持分権所有者

報告会社の「持分権」(ownership interests)の25%以上を直接又は間接に所有又は支配している場合に持分権所有者に該当するところ、「持分権」は広範に定義されており²¹、株式や持分を含め、以下のものが該当するとされています。

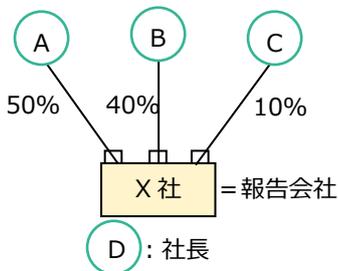
No.	持分権の例
1	持分、株式、新株引受権、議決権、資本持分、利益持分
2	1の権利へ転換可能な金融商品
3	1、2の権利を売買する権利(プットオプション、コールオプション等)
4	その他所有権を確立するために利用される証書、契約、取り決め、合意、関係又は仕組み

(d) 具体的事例

FinCEN Guide は、具体的に誰が実質的所有者に該当するかのイメージを持てるよう、事例を挙げて解説していることから、以下に紹介します²²。

- ① 報告会社 X 社の株式を個人 A が 50%、個人 B が 40%、個人 C が 10% 保有している。
個人 D は社長 (president) であるが、X 社の株式は保有していない。

図 1



この場合、結論は以下のとおりになります。実質的所有者該当性を判断するに際して、「実質的所有者」及び「持分権所有者」のいずれも検討する必要があることに留意が必要です。

名前	実質的所有者該当性	理由
A	該当する	株式(持分権)を25%以上保有していることから、「持分権所有者」として実質的所有者に該当する
B	該当する	同上
C	該当しない	25%以上の持分権を有しないことから、実質的支配力を有しない限り、実

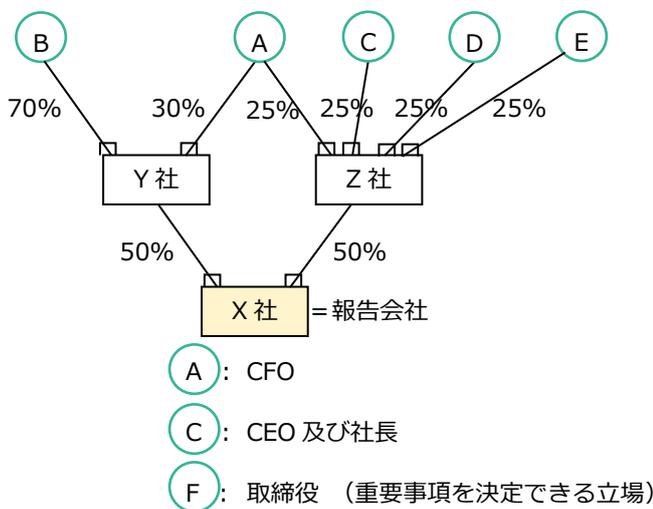
²¹ 31 C.F.R. § 1010.380(d)(2)、Q&A D.4.、FinCEN Guide 18 頁

²² FinCEN Guide 25 頁及び 27 頁

名前	実質的所有者該当性	理由
		質的所有者に該当しない
D	該当する	株式を保有していないが、社長であるため senior officer に該当（前記(b)1）し、「実質的支配者」として実質的所有者に該当する

- ② 報告会社 X 社の株式を Y 社と Z 社がそれぞれ 50%保有している。
 Y 社の株式は個人 A が 30%、個人 B が 70%保有している。
 Z 社の株式は 25%ずつ、個人 A、個人 C、個人 D、個人 E が保有している。
 X 社においては、個人 A が CFO、個人 C が CEO 及び社長に就任しており、個人 F は（X 社の株式を保有していないものの、）取締役として X 社の重要事項を決定できる立場にある。

図 2



この場合、結論は以下のとおりになります。報告会社の持分権を直接のみならず、間接的にであっても 25% 以上所有している場合は、持分権所有者に該当することになるため、報告会社の株主のみならず、親会社やさらにその親会社の株主にかかる情報について確認が必要になる可能性もある点に留意が必要です。

名前	実質的所有者該当性	理由
A	該当する	CFO として senior officer に該当（前記(b)1）し、「実質的支配者」に当たる。また、X 社の株式を 50%保有する Y 社の株式を 30%保有し、かつ、X 社の株式を 50%保有する Z 社の株式を 25%保有することから、「 $50\% \times 30\% + 50\% \times 25\%$ 」の計算により、（25%以上である）合計 27.5%の持分権を有し、「持分権所有者」に当たる。そのため、「実質的支配者」かつ「持分権所有者」として実質的所有者に該当する
B	該当する	X 社の株式を 50%保有する Y 社の株式を 70%保有することから、「 $50\% \times 70\%$ 」の計算により、（25%以上である）35%の持分権を有し、「持分権所有者」として実質的所有者に該当する
C	該当する	CEO 及び社長として senior officer（前記(b)1）に該当し、「実質的支配者」に当たる。X 社の株式を 50%保有する Z 社の株式を 25%保有するが、「 $50\% \times 25\%$ 」の計算により 12.5%の持分権を有するに過ぎず、25%未満

名前	実質的所有者該当性	理由
		であるため「持分権所有者」に当たらない。そのため、「実質的支配者」として実質的所有者に該当する
D	該当しない	X社の株式を50%保有するZ社の株式を25%保有するが、「50%×25%」の計算により12.5%の持分権を有するに過ぎず、25%未満であるため「持分権所有者」に当たらない。そのため、X社に対して実質的支配権を有しない場合は、「実質的支配者」及び「持分権所有者」に該当せず、実質的所有者に該当しない
E	該当しない	同上
F	該当する	X社の株式は保有しないが、取締役としてX社の重要事項を決定できる立場にあるため、「実質的支配者」（前記(b)3）として、実質的所有者に該当する

(3) 会社申請者

前記のとおり、2024年1月1日以降に設立等された報告会社のみが、会社申請者の情報を報告する必要があり、それ以前に設立等された報告会社は当該情報を報告する必要はありません²³。

会社申請者は、(i)会社を設立等する文書を直接提出(file)した個人、及び、(ii)（もし当該提出に複数人が関与している場合は、）当該文書の提出を指示又は管理する主たる責任を負う個人の2名までを記載する必要があります²⁴。

例えば、個人Aが会社を設立し、設立のための必要文書を準備し、個人である弁護士Bに対して州当局に当該文書を提出するように指示し、弁護士Bが当該文書を提出した場合は、個人Aが(ii)、個人Bが(i)として、個人A、個人Bともに会社申請者に該当することになります²⁵。

4. 報告時期

各報告会社は以下の提出期限²⁶までにFinCENのウェブサイトから利用できる提出システム²⁷を通じて電子的に実質的所有者情報を報告をする必要があり、2024年1月1日以降に報告が可能となります。なお、報告の際に手数料はかかりません²⁸。

²³ Q&A E.2.

²⁴ 31 U.S.C. § 5336(a)(2)、31 C.F.R. § 1010.380(e)、Q&A E.1.

²⁵ FinCEN Guide 36 頁

²⁶ 31 C.F.R. § 1010.380(a)、Q&A B.2.、G.1.

²⁷ Q&A B.5.によれば、当該システムは開発中であり、報告時期の前に利用可能となる予定であるとされています。

²⁸ Q&A B.4.

No.	対象者	提出期限
1	2024年1月1日 <u>より前</u> に設立等された報告会社	2025年1月1日まで
2	2024年1月1日 <u>以降</u> に設立等された報告会社	以下のいずれかの早い日から30日以内（ただし、2024年中に設立等された報告会社は90日以内）。 ①設立等が有効になったことを実際に通知された日 ②州当局が設立等されたことを公告した日
3	適用除外の要件（前記2(ii))を充足しなくなった/報告した情報に変更が生じた報告会社	要件を充足しなくなった日/情報に変更が生じた日から30日以内 ²⁹

虚偽の実質的所有者情報を故意に FinCEN に提供した場合や、FinCEN に実質的所有者情報を提供しなかった場合は、(i)民事罰として、違反が継続している期間1日につき500ドル以下の罰金、(ii)刑事罰として1万ドル以下の罰金、2年以下の懲役又はその両方が課せられる可能性があります³⁰。

なお、仮に報告会社が報告した情報に不正確な点を発見した場合、(i)その発見から30日以内、かつ、(ii)不正確な点を含む報告書が提出された日から90日以内に訂正報告書が提出された場合は、これらの罰則は適用されません³¹。

5. まとめ

上記のとおり、企業透明性法に基づく報告会社の対象は広範であり、また、その適用除外の範囲が限定的であることから、日本企業の米国子会社において企業透明性法に基づく実質的所有者情報の報告義務が課される場合も少なくありません。また、報告が求められる実質的所有者の定義はやや複雑であり、米国子会社の直接の親会社の株主の情報にとどまらず、資本関係を遡って間接的な実質的所有者を特定する必要がある可能性もあり、その特定や報告すべき情報の収集に一定の時間を要することも予想されます。既に米国に進出している日本企業にとっては、報告期限まである程度の時間的猶予はあるとはいえ、法規制の内容を適切に理解し、企業透明性法遵守に責任を負う担当者を定める、会社の資本関係を改めて確認する、実質的所有者を特定し情報収集するための社内プロセスを検討する等の準備を早期に開始することが望ましいものと考えられます。

²⁹ Q&A H.1.

³⁰ 31 U.S.C. § 5336(h)(1)、同(3)(A)、Q&A K.2.

³¹ 31 U.S.C. § 5336(h)(3)(C)(i)、31 C.F.R. § 1010.380(a)(3)、Q&A K.1.

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報課 newsletter@nishimura.com